

## 関係法令の改正に伴う都市計画の所要の改正について

建築基準法等の改正に伴い、用語の整理及び引用条項の条項ずれが生じているため、当該部分を含む特別用途地区及び地区計画の計画書等を改正します。

### (1) 用語の整理に伴う改正

【改正前】	【改正後】
建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度

### 【具体例】木津駅前地区計画 計画書抜粋

地区の名称	周辺業務ゾーン
【改正前】 建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度	建築物の各部分の地盤面からの高さが 15 メートルを超える敷地における建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度は、50 %とする。
【改正後】 建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度	建築物の各部分の地盤面からの高さが 15 メートルを超える敷地における建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度は、50 %とする。

### (2) 建築基準法 別表第 2 (用途地域内の建築物) 項ずれに伴う改正

田園住居地域が新たな用途地域として規定されたことに伴う項ずれです。

【改正前】	【改正後】
法別表第二 (ぬ) 項に掲げる建築物	法別表第二 (る) 項に掲げる建築物

### 【具体例】かばた綺田北部地区計画 計画書抜粋

地区の名称	準工業地区
【改正前】 建築物等の用途の制限	(1) 建築基準 <u>法別表第二 (ぬ)</u> 項に掲げる建築物
【改正後】 建築物等の用途の制限	(1) 建築基準 <u>法別表第二 (る)</u> 項に掲げる建築物